

令和7年6月3日

報道機関各位

減免を決定した軽自動車税の口座振替誤りについて

財政部収納課

減免を決定した軽自動車税（種別割）を口座振替により引き落とした事案があったことが判明しましたのでお知らせします。

厳正な事務手続が求められる税務行政において、不適切な処理事案が生じたことにつき、深くお詫びいたします。

- 1 概要** 口座振替の登録口座から、減免を決定した軽自動車税133件、1,396,900円を納期限日の6月2日に誤って振替を行ってしまいました。今回の誤りは、減免が決定した軽自動車税の口座振替の停止を行わなかったことが原因でした。
翌日、対象者に対し、お詫びと今後の対応について通知を送りました。
- 2 今後の対応** 口座振替の結果が確認でき次第、返金日、金額、口座などの詳細について該当者に対し再度通知を送送し、すみやかに当該口座に返金します。
- 3 再発防止策** 事務処理の手順や方法を見直し、同様の事案が生じないよう再発防止を図り、適正な税務行政の執行に努めてまいります。